

# 国立大学法人東京医科歯科大学役員災害補償規則

〔平成16年4月1日〕  
規則第8号

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「大学」という。）の学長、理事及び監事（以下「役員」という。）が急激かつ偶然な外来の事故により傷害（以下「傷害」という。）を被った場合に、大学が行う補償について定める。

(補償対象者)

第2条 この規則の適用を受ける者の範囲は、すべての役員（以下「補償対象者」という。）とする。

(損害保険契約の締結)

第3条 大学は、この規則を実施するために、国立大学法人総合損害保険に加入し、その保険料を負担する。

2 前項の国立大学法人総合損害保険の被保険者は補償対象者とし、保険金の受取人は大学とする。

(遺族補償金等の支払)

第4条 大学は、補償対象者が日本国内又は国外において、傷害を被った場合は、次の各号に掲げる補償金を補償対象者（第1号の遺族補償金の場合は次条に定める補償対象者の遺族）に支払うものとする。

- (1) 遺族補償金（死亡補償金）
- (2) 後遺障害補償金
- (3) 入院補償金
- (4) 手術補償金
- (5) 通院補償金

2 前項の補償金の額は、前条の国立大学法人総合損害保険の補償内容と同額とする。

(遺族補償金を受ける遺族)

第5条 遺族補償金を受ける補償対象者の遺族については、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第42条及び第43条の規定を準用する。

(遺族補償金等の支払基準)

第6条 第4条に定める補償金の支払基準については、第3条により締結した国立大学法人総合損害保険に係る約款及び各特約条項の定めるところによる。

(遺族補償金等を支払わない場合)

第7条 補償対象者の被った傷害が第3条により締結した国立大学法人総合損害保険に係る約款及び各特約条項の「保険金を支払わない場合」に該当するときは、第4条に定める補償金を支払わないものとする。

(他の補償との関係)

第8条 本規則に定める災害補償は、加害者からの賠償金とは別に行うものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月5日規則第51号)

この規則は、令和2年3月5日から施行し、令和2年2月1日から適用する。